

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 8 6 号	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	産科医療補償制度の見直しに伴い、分べん介助料について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 産科医療補償制度の一部改定による掛金変更（30,000 円→16,000 円）に伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内容】 分べん介助料【別表（第 2 条、第 3 条関係）】</p> <p>【現行】 使用料 分べん介助料 <u>市内患者 75,000 円</u> <u>市外患者 88,500 円</u> 備考 2 分べん介助料は、<u>産科医療補償制度掛金（30,000 円）</u>を含む。</p> <p>【改正】 使用料 分べん介助料 <u>市内患者 61,000 円</u> <u>市外患者 74,500 円</u> 備考 2 分べん介助料は、<u>産科医療補償制度掛金（16,000 円）</u>を含む。</p> <p>【施行期日】 平成 2 7 年 1 月 1 日</p>	